

E U の環境政策と中東欧諸国の対応

広島経済大学
箱 木 眞 澄

1. はじめに～問題の所在～
2. E U の環境政策と第11総局（D G X I）の役割
3. E U 環境法の現状と課題
4. 中東欧諸国の対応
5. おわりに～ E U に学べ～

1. はじめに～問題の所在～

人間の活動水準の向上と環境汚染の増大との間には正の相関関係がある。この意味ではこの世に人類が存在するかぎり環境汚染はどうしても避けられないものである。しかしながら、環境汚染の増大がひどくなれば人間の活動にとってさまざまな支障が発生し、ついには人間の存在そのものを危うくすることもまた事実である。日本においては、戦前では足尾銅山鉍毒事件、戦後では四日市喘息（工場から排出される煤煙その他に含まれる浮遊粒子状物質（SPM）が原因で住民の間にぜんそく症状が蔓延した）、水俣病（1956年発見、熊本県水俣湾での工場廃水中のメチル水銀が蓄積した魚介類を食べた地域住民に発症したもの）、阿賀野川水銀中毒事件（1965年発見、新潟県阿賀野川流域の工場廃水のメチル水銀の魚介類への蓄積によるもの、第2水俣病とも言われる）、イタイタイ病（1955年発見、富山県神通川流域に流出したカドミウムによるもの）など¹⁾はその典型例である。したがって問題は、このような極端な事例を防止すると共に、その時代時代でもっとも先進的な技術を活用して水質汚濁、大気汚染、産業廃棄物の蓄積を防止するよう努めることである。目標としては「ゼロ・エミッション」を掲げることに意味があろう。

どのような水準の大気・水質汚染や産業廃棄物の堆積が国民にとって受容可能で、どのような水準のものが国民にとって我慢がならないものかは、その時々国民の意識水準にも依存する。西ヨーロッパにおいても1960年代初めにはすでに環境問題に対する認識が高まっていて、1969年には環境保護法の成立を見ていたスウェーデンなどの国がある一方、フランス、ドイツなどのような人口の多い工業国においては環境汚染に対する意識は低いものであった。しかも、環境汚染防止機器を設置することは自国産業の国際競争力を阻害する要因ともなり、雇用の確保とも相容れないものとして労働組合などからの反対も強かった。²⁾ところが、1970年代以降環境汚染防止機器の設置が進むことに

よって、そのような機器・技術の研究開発が刺激され、新しい産業の誕生を促し、しかも新しい雇用をも創出することが理解されるに及び、労働組合からの反対は急速に衰えていった。

スウェーデンが環境問題についての意識では先進的な国であったことは前述したが、この国では環境汚染がひどい中東欧諸国や、産業活動優先のため環境汚染問題に対する意識がまだ低かったドイツなどとは幅が僅か2～300キロメートルのバルト海一つを隔てただけであったので、環境問題が国境を越えた性質を持ったものであることが早くから理解されていた。そこで、スウェーデンの政策当局者たちは国際的な規模での環境関係の合意を達成すべく国際的活動に熱心であった。その成果があって1972年にはストックホルムにおいて人間環境に関する国際連合コンファレンスが開催された。この時以降、このような国際的な活動は同国の一つの伝統ともなっているのである。このストックホルム会議は西ヨーロッパにおける環境問題に対する意識を高揚する上で大きな効果があった。³⁾

それからわずか3か月後の1972年10月に E E C⁴⁾ 首脳会議がパリで開催され、単一の環境政策の必要性について合意を見た。その結果1973年末には環境に関する E C の政策と行動計画について規定した第1次環境行動計画 (E A P) が E E C 委員会の提案に基づき E C 理事会によって採択されるにいたった。E A P はその後1977, 1982, 1987, 1993⁵⁾ 各年に改訂された。ただ、この間環境関係の条項がローマ条約の規定にはなかったため、加盟各国からは技術的には非公式のものとされた。すなわち、E E C (後に E C、E U) は条約上の規定にのみ従って権限を行使できるのであって、条約上に規定のない事項については加盟各国の権限事項であるとする補完性の原理 (アムステルダム条約第3 b 条、サブシディアリティ原理) が条約上に規定されていたからである。ところが、1980年代にギリシャ、スペイン、ポルトガルの加盟を見るに及び、これらの諸国の産業が未発達の上、環境汚染に無頓着であったがため、これら3国からの「エコ・ダンピング」が心配されたことがきっかけとなって、1986年発効の単一欧州議定書 (S E A) において E C 環境政策についての法的根拠を E C に与えることになった。環境汚染防止機器の設置には多額のコストがかかるため、それを設置しない国々の産業にとっては国際競争上の優位性が生まれるからであった。とくにそれが域内諸国の場合には、環境規制が強い国から、それがより緩い国へと生産立地の再配置が行われる心配が強かったので尚更であった。S E A においては、土地利用及び水資源の管理など2、3の分野に限定して全会一致による決定が要求されているが、それ以外の分野では閣僚理事会における特定多数決による決定がかなり大幅に認められたので、この時以降 E C 環境政策は大きく前進することになったのである。⁶⁾

今では E U の環境政策は世界でもっとも先進的なものとされ、日本を初めとする世界各国から注目を集めている。

本稿では E U 環境政策の決定プロセスに着目すると共に、E U 環境法の現状と東方拡

大を控えた E U 及び中東欧諸国の課題についての検討を通じて日本の環境政策のあり方及び国民の意識のありようについての示唆を探る事とする。

2. E U の環境政策と第 X I 総局 (D G X I) の役割

E U の環境政策の一般的な枠組みは、第 1 次 (1973 年)、第 2 次 (1976 年)、第 3 次 (1982 年)、第 4 次 (1987 年)、第 5 次 (1993 年) の 5 次 にわたる行動計画 (E A P)⁷⁾ に盛り込まれていて、それらのエッセンスが 1992 年 2 月に調印されたマーストリヒト条約に盛り込まれているのである。

環境に関する E C の第 1 次行動計画 (1973-1976) では、経済活動と均整の取れた拡大との調和的発展のためには汚染とニュイサンス (たとえば騒音等の迷惑) に対する効果的な撲滅運動ないしは生活の質及び環境保護の増進が不可欠であること、そして生活の質の向上と自然環境の保護は共同体の基本的使命の一つであることが宣言された。そして、すでにそこには汚染とニュイサンスの撲滅、資源の健全な管理と生態系バランスへの顕著な損害を起こすような自然の乱用の防止、勤労条件及び生活の質の向上、都市計画及び土地利用における環境への配慮、共同体以外の諸国との、とりわけ国際機関における域外諸国との環境問題への共通解決策の探究、が盛り込まれていた。⁸⁾

E U 環境政策の条約上の根拠

単一欧州議定書において初めて規定された環境関係の規定は、欧州における環境保護を財政、防衛、雇用よりも上位においてもよいとする世論の支持⁹⁾ を背景に、1992 年 2 月にマーストリヒトにおいて署名され、その後加盟各国による批准を経て 1993 年 1 月に効力を発生した欧州連合条約 (マーストリヒト条約) においてさらに強化された。すなわち、前文において「環境保護を達成する」という文言を入れ、さらに第 2 条では「環境を重視した持続的で物価の上昇を伴わない成長、・・・生活水準と生活の質の向上」を、また第 3 条では「環境の領域における単一の政策」をとることを求めている。そのうえで第 16 編第 130 r 条及び第 130 s 条において大要次のように規定している。

共同体の環境政策は、¹⁰⁾ ①環境の質を維持し、保護し、及び改善する、②人間の環境を保護する、③天然資源の慎重かつ合理的な利用、④地域的または世界的な環境問題を扱う国際的段階での措置を促進する、といった諸目的の追求に寄与することにより、共同体の各地域における事情の多様性を考慮しながら高度の保護水準をめざす。さらに、それは事前予防の原則に沿って措置が講じられるべきこと、汚染者が負担を負うべきこと、環境保護という要請は共同体の他の諸政策の決定と実施に統合されなければならないこと、としている。さらに共同体は、その環境政策を準備するに当たっては、①利用可能な科学的及び技術的情報、②共同体の多様な地域における環境的条件、③行動をとった場合ととらない場合の潜在的な利益及び負担、④全体としての共同体の経済的及び社

会的発展並びに共同体の諸地域の均衡のとれた発展、を考慮に入れ、⑤第三国及び権限のある国際機構と協力するべきことも規定されている。また、理事会における決定手続きに関しては、第130 s 条に規定する事項については全会一致で、そのほかの事項に関しては原則として特定多数決によるものとされる。さらに、共同体内における環境先進国の事情に配慮して、第130 s 条に従って採択される予防措置は、いずれかの構成国が一層厳しい予防措置を維持しまたは導入することを妨げないこと、しかしこのような措置はこの条約と両立するものでなくてはならないこと、も同時に規定している。

第 XI 総局 (DG XI) の役割

条約上のこのような諸規定の遂行にもっとも深く関わるのは、第 XI 総局 (DG XI) であるが、その担当分野は、さらに広範であって、環境・消費者保護・核安全となっている。DG XI の構成は、局長室、資源調整部、総務・国際部 (A 部)、統合政策・環境手法部 (B 部)、核安全・市民保護部 (C 部)、環境の質・天然資源部 (D 部)、産業・環境部 (E 部)、となっていて、約50人の幹部職員のもとに合計約150人の職員が働いているが、DG XI の管轄範囲に比して職員数が少な過ぎるとされ、情報収集や政策立案には数々の NGO や NPO などのネットワークを活用している。環境・消費者保護・核安全担当の欧州委員は、1999年12月現在、スウェーデン人のマルゴット・ヴァルストロム氏であって、国民の環境意識・政策・技術などの先進国であるスウェーデンに敬意を表した形である。同氏は1954年生まれの高卒で、オンブズマン、銀行の会計士、国会議員、銀行の上級会計士、市民相、テレビ会社 CEO、スウェーデン社会民主党役員、文化相、社会問題相、ワールドビュー・グローバル・メディア執行副会長、等を歴任している。¹¹⁾ DG XI の関連機関として現在欧州環境庁 (EEA) がデンマークの首都コペンハーゲンに設置されているが、これは DG XI の限られた人的資源だけでは環境関係の情報収集、環境指令の施行強化、加盟各国の立法の調和といった幅広い活動は無理であると見られたので、これを補完するために1989年に当時の EC 委員会委員長 J. ドロール氏によって欧州議会に設立が提案された。その後2年間にわたる議論の末、1990年に妥協的な規則 (90/1210/EEC) が採択された。この新設機関では運営方針は、議会が指名する科学者、加盟各国からの代表及び EC 委員会からの代表からなる運営委員会によって示されることになった。EEA の設置場所については EC 諸国の間でなかなか合意が成立しなかったが、結局4年後の1994年に D. ヒメネス＝ベルトラン氏を初代の専務理事としてデンマークの首都コペンハーゲンに設置されることになった。そして EEA の対象地域は中東欧の非加盟国にまで広げられた。¹²⁾ EEA の目的は、マーストリヒト条約及び共同体の環境行動計画 (1973年11月22日採択、1977年5月、83年2月、及び87年10月に修正) の条項に則って、共同体内における持続可能な (環境及び天然資源に損害を与えずに) 発展を図るために、欧州の環境情報・観察ネットワーク (IMPEL ネットワーク)¹³⁾ その他の機関との協力のもとに環境の現状についての客観的で信頼できる、しかも比較

可能な情報を共同体、加盟各国及び市民に供給することにある。そして EEA の主な対象分野は、大気の質、水質、土壌及び動植物相の現状、土地利用及び天然資源、水質管理、騒音排出、化学物質、海岸地域及び海洋環境の保護などである。¹⁴⁾ 環境情報・観察ネットワークは各国内の各種環境情報ネットワークと結びついており、EEA の少ないスタッフの活動を補完している。

例えば「持続可能な発展」に力点を置いた第 5 次環境行動計画は、EC 委員会（担当部局は DG XI）から閣僚理事会への決議案として提案され、欧州議会の意見を徴したうえで、理事会及び加盟各国代表の決議として採択されている。

ところで、この第 5 次行動計画の審議に当って欧州議会は、計画の作成段階において政治、経済、社会各層のアクターや、NGO や消費者団体、企業労働者、一般市民等の声がよく反映されていなかったことにかんがみ、これら全ての関係者が効果的に参画でき、相互に意見を交換し、妥協を図れるメカニズムを確立するよう、さらに共同体のその他の諸政策に環境政策的視点を入れられるよう共同体の諸総局間横断的な委員会を設置するように EC 委員会に要望している。¹⁵⁾

第 1 次から第 4 次行動計画には見られなかった第 5 次行動計画における新機軸は、①天然資源を消費する行為者及び諸活動に焦点を当て、それらが環境被害を生じる前に対策を立てさせることにしたこと、②環境に有害な現存の諸傾向や諸慣行に変化を起こさせ、現在及び将来の世代のための社会経済的福祉及び成長のための最適条件を達成させるべく努めていること、③行政、公共企業、民間企業、及び一般民衆（個々の市民及び消費者としての）等、社会のすべての部門が責任分担の精神で最適の関与をすることを通じて社会の行動様式に変化を起こさせることを目的としていること、④特定の諸問題の解決のために用いられるべき諸手段の範囲を顕著に拡大することを通じて責任の分担が図られていること、等である。¹⁶⁾

より具体的には、EU 内の様々な地域における状況の違い、すなわち所得が低い地域における経済的社会的発展はもちろんであるが、所得が高い地域における経済活動及び生活の質の持続のための環境及び天然資源ベースの回復ないしは維持も目的としているのである。しかしながら、EU においては前述のごとく、サブシディアリティの原理が重視されていて、EU は条約などで明示的に決められていることにのみ権限を有し、それ以外のことは加盟各国の権限事項となっている。それゆえ、加盟各国に届けられる環境関連情報のフローとその質に対応して各国がどのように事態を認識し、対応策をとるかが上記の新しいアプローチの成否を左右するのである。したがって、環境及び天然資源に影響を及ぼす諸決定や諸行動の科学的合理的根拠や、現実的またはありうるリスクの区別、その他情報の評価・提供者としての EEA（欧州環境局）の役割は大変重要となるのである。

バルティック大学プログラム（BUP）

このような脈絡のもとで、環境問題に関する認識の高揚を図るためには、小・中・高校から大学に至るまでの教育カリキュラムの役割が重要となる。この点、欧州における環境問題認識の先進国であるスウェーデンにおける一つの取り組みが非常に参考となるだろう。同国のウプサラにあるウプサラ大学にバルティック大学プログラム（BUP）¹⁷⁾の本部事務局がある。これは1991年以来活動を行っているのであるが、そのきっかけとなったのは酷くなっていたバルティック海汚染を何とかしないといけないという考えが盛り上がってきたことである。そこでウプサラ大学が中心となって呼びかけ、結成されたバルティック海沿岸地域を中心に14か国、160以上の大学・高等教育施設から成るネットワークが結成されたのである。プログラムの活動は次の4分野が中心である。

- ①この地域の共通の関心事に関する、衛星テレビ、等の近代的通信技術を用いた学部レベルの教育。
- ②同様の問題についての一般大衆向け放映のための公共・教育テレビとの協力。
- ③主として環境問題に関する地域ベースでの研究協力。
- ④市及び地域行政当局及び学校等との協力。

本部はウプサラ大学におかれ、ナショナル・センターが12か国（フィンランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、ロシア、ロシアのカリーニングラード地域、ベラルス、ウクライナ、スロバキア、ポーランド、ドイツ、デンマーク、スウェーデン）に置かれていて、それぞれの地域におけるプログラムの開発及び調整に当たっている。センター長達の会合、学長達の2年毎のコンファレンス、等が参加諸大学でのプログラムの方針（ポリシー）開発とその具体化に貢献している。プログラムの財源は、主としてスウェーデン政府の中東欧諸国との諸協力基金（The Swedish International Development and Cooperation Agency -Sida- を通じて）、The Swedish Institute (SI), the KK Foundation, 参加諸大学等に仰いでいる。そして、プログラムは中・東欧の諸大学の参加を助成してもいる。このプログラムには、機関だけではなく個人も参加することができ、最近では数千人が参加しているとのことである。

プログラムの目的は、バルティック地域諸国をカバーする真に国際的な大学教育課程を創設することであるが、参加学生達がアクセスし易いように衛星テレビを利用している。コースは、学際的かつ問題解決志向的であり、最新の研究動向を反映している。ブックレットやTVテキストでの使用言語は英語であるが、すでにロシア語、ポーランド語、ラトビア語等にも翻訳されている。基礎コースの単位数は、ノルディック・システムでは5、衛星TVのビデオカセット、ブックレット、セミナーまたは講義等から成り立っており、各地域の機関が取り仕切っている。

コース：①The Baltic Sea Environment

②Peoples of the Baltic

③A Sustainable Baltic Region

④Mission Possible

⑤BASICS (Baltic Sea region Statistical database on Sustainable development, natural resources and environment)

継続コース：Sustainable Water Management

衛星、TV 会社との協力

TV シリーズ “Peoples of the Baltic”

“Save the Sea”

“Mission Possible”

“A Sustainable Baltic Region”

スウェーデン政府がバルティック・ユニバーシティ・プログラムを財政的に支援していることに対しては、ヨーロッパの他の国の人々の中には、「このようなプログラムを通じて中・東欧諸国に環境問題に対する意識が高揚すれば、スウェーデンの環境機器の輸出の向上にも貢献するので、スウェーデンの産業界の利益とも合致するからね、・・・」と皮肉っぽくいう人もあることは念頭に置いておく必要はあろう。しかし、何れにしてもあれやこれやの諸施策の効果があって今ではバルト海沿岸での海水浴も可能になった、とのことである。

上述のスウェーデンにおけるネットワークは、多少中身の違いはあるにせよ欧州の環境先進国には共通して見られるようである。また、様々なレベルのネットワークがあって、それらの相互作用もあって国民の間に環境問題に対する認識が深まっているようである。さて、第5次環境行動プログラムのさらに詳しい内容をつぎに述べる。

環境行動プログラムが選んだ主な産業部門は、工業、エネルギー、運輸、農業、観光であって、それぞれが抱える問題点を指摘したうえで、今後は対応手段の多様化を図るべきであるとしている。クリーン・エネルギーの観点から注目されるのは、デンマークにおける風力発電である。同国においては風力発電が同国の電力総供給量の約20パーセントを占めるといふ。しかも風力発電設備は今や同国の主要輸出品の一つとなっているのである。もっとも、これには同国の法制度的な支援が大いに預かっている。

EU 環境政策の数値目標

EC の第5次環境行動計画ではエネルギー部門にだけ数値目標を掲げているので、それをつぎに例示する。他の部門については現状と将来についての見通しを抽象的に述べているのみであるが、その要点を述べる事とする。

(1) エネルギー部門

シナリオ1 低率の経済成長と旧来のエネルギー政策

シナリオ4 シナリオ1と同様の経済成長下でのエネルギー効率の急改善、原子力発電、ガス燃焼発電 プラントの顕著な増加による石炭燃焼設備の代替、エネル

ギー／炭素税の導入によるエネルギー価格の急上昇

これら2つのシナリオ下の EC 12か国の2010年におけるエネルギー消費（Toe；石炭換算百万トン）及び空中への排出量（百万トン）は、

表1 2010年におけるエネルギー消費とその含意

	消費	C O ₂	S O ₂	N O _x
1990年	1148.33	2738	12.23	10.38
2010年	1376.59	3143.25	6.50	7.85

シナリオ1

2010年	975.59	2098.37	4.32	4.35
-------	--------	---------	------	------

シナリオ4

（シナリオ4または同様なシナリオのみが1990年水準に比して2000年の C O₂ 排出量を安定化させ、現状での知識及び想定される技術進歩及び相当の構造変化・人間行動の変化のもとで2010年までにさらに25%の削減を達成するという合意された目標を達成しうる。）

(2) 製造業部門

工業部門は EC の富の約25%を占め、工業化は EC の発展戦略の鍵となる。したがって、天然資源利用、エネルギー消費、生産プロセス利用、汚染及び産業廃棄物の排出などの面で工業部門は環境悪化の主要原因者でもあるので、それらが天然資源ベースの受忍限度を超える場合には地方あるいは地域におけるそれ以上の工業発展を制限ないしは抑止をすることもありうるだろう。

今後の方向としては、産業界との対話の強化、環境影響評価を含む物理的・戦略的計画の改善、総合的汚染防止・抑制、環境会計、効果的環境評価、最新最善の技術の利用、天然資源の消費・利用のための市場ベースの価格決定システムの導入、等とリンクしたライセンスシステム、等を含む生産プロセスの管理改善、EC エコラベルシステムの導入、自発的協定その他の自己規制の奨励、効果的な産業廃棄物管理、一般大衆及び社会のすべての関係者達が積極的に政策の展開と実行に携わること、などが重要である。

(3) 運輸部門

乗用車やトラックの排気に関する近年の EC 立法の結果、個々の車両による汚染は相当量削減されると考えられるが、車両の増加と通行量の増加のために、EC の総排出量の中に占める運輸部門のシェアは、CO₂ では22%から24%へ、SO₂ では4%から12%へ、NO_x では58%から59%へと増加するだろう。その結果、新しい排出基準の導入による削減効果を相殺してしまうだろう。対策としては、移動の必要性の減少、運輸インフラネットワークの計画と投資における調整の改善、環境にフレンドリーな装備の競争上の立場の改善、都市運輸の改善、乗用車・トラック及び燃料の技術的改善、自家用車の環境合理的な利用促進、スピード制限を含む運転規則・習慣の変化、等である。

(4) 農業部門

農業・林業は EC 領域の80%以上を占める。ここ数十年の間の農業分野における人口の都市への流出、機械化の推進、過度の集約化などの大きな変化のために、土地・水・空気などの天然資源の過度利用・劣化をきたしている。対策としては、食料生産者及び田園地帯の守護者としての農業者の二重の役割を考えた環境的に持続可能な形態の農業の再生を図ることである。

(5) 観光部門

観光部門は EC の GDP の5.5%、輸出収入の約5%、総雇用量の約6%を占める。しかも、観光部門は毎年拡大している。それにともない観光開発が盛んで、各地の海岸やアルプスなどの山々には開発の波が押し寄せている。騒音・水質・大気など環境面での影響は大きい。これらは個々の観光客の行動や観光サービスの質にも大いに依存する問題でもある。対策としては、不法建築の防止、新規建造物に対する規制の強化、民間交通の観光地への流れの規制強化、騒音、飲料水、浴用水、下水、排気ガスなどの規制強化、貴重な生物地帯周辺へのバッファークーゾーンの設置、夏期休暇の分散、等々である。

3. EU 環境法の現状と課題

現行の EU 環境法はどのようなになっているのか。<http://europa.eu.int/comm/environment> から得られた情報を整理すると次のようになる。

汚染とニュイサンスに関して対外関係面では、地中海汚染防止、バルト海汚染防止、アルプス山系環境保護、オーストリア経由のスロヴェニア共和国への交通に適用されるエコポイントシステム等に関する諸協定や議定書、対内的にはアスベストによる環境汚染削減及び防止、統合的な環境汚染防止・管理、水質汚染防止に関する EU の政策と活動、危険物の分類・梱包・ラベリングに関する加盟国の法律・規則・行政の収斂等に関する諸指令・諸決定・諸規則が存在する。

原子力安全及び放射性廃棄物をめぐっては、放射能災害から労働者及び一般大衆の健康を保護するための基礎的基準を制定する諸指令、放射性廃棄物の取扱・貯蔵（直接行動）及び其の貯蔵・管理（間接行動）に関する決議、核燃料再処理に関する臨時諮問委員会の設立に関する指令、放射性廃棄物の管理・貯蔵のためのプログラム管理に関する決議、放射性廃棄物の域内外での輸送の監督・管理に関する指令、放射性廃棄物分野での共同体行動計画の更新に関する決議、放射能災害発生時の早期情報交換に関する決定、放射能災害発生時の健康保護手段及び手順を一般民衆に伝達することに関する指令、英・仏・独・スペイン・蘭の特定の原子力発電所に関する EC 委員会の意見書、屋内でのラドン被爆からの民衆保護に関する勧告、核エネルギー分野での研究訓練プログラム採択に関する決定、欧州原子力エネルギー共同体のための共同研究センターによる研究訓練

プログラムの採択に関する決定、中東欧及び新独立諸国（NIS）の原子力安全分野における EU の諸活動に関する特別報告、などが存在する。

その他、エコラベリングを様々な製品に適用するための製品群毎の細かな環境基準、等枚挙に暇がない。さらに、現在 EU 委員会によって準備され、やがて欧州議会での審議を経て欧州理事会に提起される予定の、資源保護・管理、大気汚染監視、等の様々な提案が存在する。そして、これら EU での諸規則、諸決定、諸指令、を受ける形で各加盟国がそれぞれに国内法を整備しているのである。

前述のように、EU での環境法は環境関係の規制が厳しい諸国とそうではない諸国との間の駆け引き・交渉の結果として整備されてきたという経緯がある。その結果、ノルディック諸国、ドイツ、オランダ等にとってはまだまだ不満であろう。環境汚染防止は人類共通の関心事であり、現在に生きる世代が子孫のためにできるだけ優れた環境を残して行く義務もあろう。したがって、EU の今後の課題としては、より厳しいグループ国の基準になるべく輻よせするように努めることであろう。そして、EU 産業の国際競争力上の不利をできるだけ避けるために、このような基準を全世界的に普及させるように努力することであろう。

4. 中東欧諸国の対応

たとえば、ポーランドの環境保護省では、昨年夏に新しい環境保護法案を準備中であつたが、EU の環境保護法に準じたものであつた。それは国会での審議を経てすでに法律となっている。そこでの注目点は、新しい設備を建設する場合には環境汚染防止のために BAT（Best Available Technology）の採用を義務づけていることである。ここでいう“Best Available Technology”とは、経済性も考慮に入れた上での入手可能な最良の技術という意味である。また、クラクフ市の下水処理場における水質基準は EU のそれに準じていたようであつた。一般に中東欧諸国にはポーランドと同じく、環境保護・水質管理基金が社会主義時代からすでに存在しており、環境保護及び水質管理の任務を帯びて活動していたが、工業生産優先の体制下ではどの程度の実効を挙げていたかは疑問であつた。このことは、社会主義体制崩壊後情報公開が進むとともに明らかになった環境汚染の実情から明らかであろう。ただし、ポーランドだけはほとんど例外的に情報の入手がかなり自由であつたが、環境汚染の実態はクラクフ経済大学の K. グルカ教授の研究を始めとする諸研究において明らかにされてきた。このこともあって同教授は、社会主義体制崩壊後のポーランドにおいて環境経済学会の会長を数年間勤めることになった。

中東欧諸国では、中央及び地方（Voivodships）の環境保護・水質管理基金が中心となって汚染者負担の原則－PPP－によって課金するとともに、このようにして得られた資金を独自財源として、環境汚染防止機器・設備を設置する事業者到低利で融資している。さらに、EU、欧州復興開発銀行、その他欧米諸国からの資金援助も受けて環境汚染

防止のための努力をしている。しかしながら、ポーランドの例によると、諸外国からの資金援助は環境保護・水質管理基金の資金総額の約5%程度であるとのことである。

今や、環境問題への取り組みは、前述の通り EU の基本条約の中でも規定されているので、EU 基準を満たすような国内基準をどの程度に取り入れ、かつ、どのような実績を挙げるかがこれら諸国の EU 加盟問題にも微妙に影響してくるであろう。しかしながら、EU に加盟できるためには環境問題への対応ばかりではなく、社会的、経済的、其のほか様々な問題点をめぐって EU と交渉しなければならず、このことが今や中東欧諸国にとってかなりの負担感をもたらしているとのことである。中東欧諸国ではいまだに高失業率に喘いでいるが、いまや EU 諸国からの輸入品のかなりが無関税で輸入されるようになっていて、競争力の強化がいまだ十分ではない産業にとっては操業度の低下、失業者の輩出といった筋道が歴然としているので尚更である。グルカ教授によると、このため社会主義体制崩壊直後では約90%であった EU 加盟賛成派が、最近の世論調査では約60%にまで低下しており、しかも最近ではオーストリアでの極右政党の入閣問題が中東欧諸国の世論にも微妙な影を投げかけているという。

5. おわりに～EU に学べ～

われわれが本稿で EU の環境政策と中東欧の対応について研究することの意義はどのような所にあるのか。それは、一つには情報そのものに価値があること、二つにはわれわれ日本人が多くのことをこの分野から学ぶことができること、三つには日本人に対してのみならず、欧州の人々にも何らかの政策勧奨を行うことができるかもしれないこと、四つにはアジアの人々に対しても何らかの政策勧奨を行うことができるかもしれないこと、等であろう。

最近になって立て続けに環境分野の様々な政策が日本政府当局によって打ち出されているが、其の裏には欧州での諸政策についての綿密な調査研究があるように思われる。たとえば、2000年3月に国会に提出される廃棄物処理法、再生資源利用促進法等の改正案、食品リサイクル法案、2001年4月から本格施行される家電リサイクル法等である。じっさい、シャープ広報室の松本氏は「リサイクル促進は世界的な流れ。欧州の規制強化もにらんで努力しています」という。¹⁸⁾

しかしながら、日本が欧州の諸制度から学ぶ場合の問題点の一つは、外形だけを取り入れて其の精神を学ばない場合があるということである。EU で環境関連法案を作成するまでには、前述の通り行政、産業、学会、労働、消費、各界との意見交流を経ている。この点、日本ではどうであろうか。一応審議会等の形式だけは整っていよう。しかし、其の運営面においてはまだまだ本当に民主主義的であるとはいえない場合が多いのではないだろうか。したがって、これからは透明性の増大、審議会における実質的な討議の必要性、国民各層、産官学間のもっと緊密な連携による環境意識の高揚、「ゼロ・エミッ

ション」目標の設定、バルティック大学プログラムから学ぶ、等々日本がEU及びEU各国の環境政策のあり方から学ぶことは多いのではないか。

アジア諸国との間に環境意識高揚を目指した環境情報ネットワークを設立することと関連して考えられることは、日本がアジアの他の諸国に呼びかけてアジア環境保護基金をアジア各国とともに設立することであろう。すでにアジア開発銀行が存在していて、これと重複するようではあるが、アジア開発銀行は多面的に開発関連の融資活動をしななければならないので、どうしてもきめ細かさには欠けるであろうし、また JICB 等の対外援助機関ではどうしても日本側の思惑が先行してしまう。アジアの国々の人々とともに考え、実行に移して行くには一種のフォーラムの場を創る必要があるのではないか。そのためにはアジア環境基金のような専門性のある基金の運営理事会等は絶好の場であろう。さらに、そのみには留まらず、アジア各国とのこのような環境ネットワークを学会、消費者組織、産業界、労働界等と重層的に構築することによって環境意識を高揚させるという目的の達成がさらに容易になるであろう。環境汚染はボーダーレスなので、このような努力はアジア全域における環境汚染の防止にも役立つので、他のアジア諸国からの大気汚染、海水汚染等から被る日本の被害を未然に防ぐことができ、日本の国益にも合致するのである。また、このような努力は結果的には日本の環境関連機器の輸出振興に貢献するであろう。

日本是個々の環境機器では優れたものを持っていて、たとえばドイツにかなり多くの環境技術関連のライセンスを供与している。日本に不足しているのは、こう言った環境機器や技術を総合してより効率の高い環境汚染防止上の成果を挙げられるシステム創りをするソフト面である。このような側面ではかなり先進的な欧州からは日本は多くを学ぶことができるであろう。

(注)

- 1) 集英社編『イミダス1993』、807-810頁、自由国民社編『現代用語の基礎知識1998』、762-763頁、を参照。
- 2) John McCormick, *The European Union – Politics and Policies –*, Boulder, Westview Press, 1996, pp. 260-263.
- 3) Annica Kronsell, “Sweden: setting a good example”, in Mikael Skou Andersen and Duncan Liefferink eds., *European environmental policy – The pioneers –*, Manchester, Manchester University Press, 1997, p. 44.
- 4) 欧州経済共同体 (EEC、1958年に発足)、欧州原子力共同体 (ユーラトム、EAEC、1958年に発足)、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC、1952年に発足) の 3 共同体の機関は、1966年に統合されて EC (European Communities) となった。そして1993年の「欧州同盟に関する条約」(マーストリヒト条約) の発効と共に欧州連合 (EU) となった。本稿では、このような歴史的変遷に対応して EEC、EC、EU を使い分けているので注意されたい。例えば清水貞俊著『欧州統合への道 – EC から EU へ –』、京都、ミネルヴァ書房、1998年、221-227頁、の関連年表を参照されたい。
- 5) Commission of the European Communities (以下では CEC と略する), Directorate – General XI – Environment, Nuclear Safety and Civil Protection (以下では DG XI と略する), *Towards*

sustainability – A European Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development –, Luxemburg, Office for Official Publications of the European Communities, 1993.

- 6) John McCormick, op.cit., p. 261及びAlexandre Kiss and Dinah Shelton, *Manual of European Environmental Law*, Second Edition, Cambridge, Cambridge University Press, 1997, p. 23.
- 7) Environmental Action Programmeの略。First Action Programme on the Environment (1973), Second Action Programme (1977), Third Action Programme (1983), Fourth Action Programme (1987–1992) (1987), Fifth Action Programme (1993) は正式名称は Towards Sustainability ; A European Community Program of Policy and Action in Relation to the Environment and Sustainable Development。これらの行動計画は、EU 委員会（担当部局は DG XI）によって作成され、これらに対する評価ないしは欧州の環境の現状そのものに対する評価は、EEA から発行された*Europe's Environment : Dobris Assessment* (1994), *Environment in the European Union* 1995 ; *Report for the Review of the Fifth Environmental Action Programme* (1995)、*Europe's Environment : The Second Assessment* (1998) 等に盛り込まれている。
- 8) Alexandre Kiss and Dinah Shelton, op.cit., pp. 24-25.
- 9) John McCormick, op. cit., p. 262.
- 10) 地球環境法研究会編集『地球環境条約集』第3版、東京、中央法規出版、1999年、5頁及び金丸輝男編著『EU とは何か～欧州同盟の解説と条約～』、東京、JETRO、1994年、95-211頁、及び Alexandre Kiss and Dinah Shelton, op.cit., pp. 21-31.
- 11) EU 委員会ホームページ (<http://europa.eu.int/comm.dgs/environment/directory.htm>) より。
- 12) Norman J. Vig & Michael E. Kraft, *Environmental Policy in the 1990s*, Third Edition, Washington DC, Congressional Quarterly Inc., 1997, pp. 308–310.
- 13) 14) “Implementation of Environment Law” —加盟各国と欧州委員会とをつなぐ環境情報に関するネットワークのことで、EEA を設立する理事会規則（1990年5月7日付け EEC No 1210/90）において設立が決められた。EU 委員会ホームページ (<http://europa.eu.int/scadplus/leg/en/lvb/128019.htm>) より。
- 15) 第5次 EAP, 10-11頁。
- 16) CEC DG–XI, op.cit., p. 39.
- 17) 以下の叙述は、The Baltic University Programme – Information Courses Directory Special Networks, 1998, による。
- 18) 日本経済新聞2000年3月5日号より。

(追記)

本研究の基礎となった欧州における調査は、平成11年度文部省科学研究費助成を得たこと、および平成11年夏に筆者による訪欧を認めて頂いた他の共同研究者達、すなわち慶応義塾大学総合政策学部教授香川敏幸氏および秋田教育大学教育文化学部助教授高樋さち子氏のご厚意によってはじめて可能となった。ここに感謝の意を表する。また、スウェーデン、ポーランド、オーストリアにおける調査においては、ストックホルム大学、ウプサラ大学、ポーランド環境保護省、クラクフ経済大学（共同研究者K. グルカ教授）、ウィーン比較経済研究所（S. リヒター氏他）等における諸研究者・教授のお世話になった。ここにおいて感謝する次第である。なお、本稿は平成12年1月25日の広島大学地域経済システムセンターにおける研究会での報告後さらに補訂を行った上で、3月6日に慶応義塾大学総合政策学部でのワークショップにおいて報告された。研究会での予定討論者金森悟氏（中国電力(株)経済研究センター）、ワークショップでの討論者香川敏幸教授及びK. グルカ教授その他両所の方々から様々の示唆を得た。併せて感謝する次第である。しかしながら、論述上に数々の不備があるとすれば、それらはすべて筆者の責任である。